目次（令和７年度版）

高圧ガス製造事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　-2-
過去２ヶ年の当該特定施設の変更工事内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・　-4-
製造のための施設の位置、構造及び設備についての技術上の基準・・・・・　-5-
　容器置場の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　-17-
　液化石油ガススタンドの基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　-18-
製造の方法についての技術上の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　-19-
製造施設以外の事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　-22-
保安教育、危害予防規程、定期自主検査等について・・・・・・・・・・・・　-23-
危害予防規程の変更の履歴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　-24-
保安管理組織表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　-25-

記 入 上 の 注 意

1　各項目の＿＿＿で示した箇所に求めた数値、記号または語句等を記入し、検査結果の「適」、「不適」に〇を付けてください。改善後に適となった場合等はその旨を余白に記入してください。

2　検査結果欄には、検査結果、措置等を具体的に記入してください。

3　該当しない項目については、検査結果欄に赤色で斜線を入れてください。

4　防液堤、温度上昇防止措置、ガス漏えい検知警報設備、防消火設備等で設備が複数設置されている等、記入が困難な場合には、設置の状況やその根拠を示してください。

5　規則・告示については、令和 6 年 12 月現在のものであり、今後、国の法令等の改正に伴って内容が変更されることがあります。

6　判定基準には、技術上の基準のほか例示基準の概要等を示しています。また、この保安検査記録は保安検査方法の概要を示したものです。検査方法の詳細は液化石油ガス保安規則及び関係する告示、例示基準等及びＫＨＫＳ０８５０－２を参照してください。

7　記入にあたってはＳＩ単位を用いてください。

8　「保安検査基準日」欄には、前回の保安検査証に記載されている「保安検査の年月日」から１年を経過した日を記載してください。なお、保安検査を受けたことがない施設については、空欄にしてください。

高圧ガス製造事業所の概要

１．施設概要

当初許可年月	年　　月	保安検査の基準日	令和　　年　　月　　日
LP ガスの主な使用目的	・容器等への充塡　　・オートガススタンド ・燃料として使用　　・その他（　　）		

	ガスの主成分	公称トン	基　　数
貯槽			

高圧ガス処理能力	液送ポンプ	①	②	③	N m^3／日
	圧縮機	①	②	③	N m^3／日
	蒸発器	①	②	③	N m^3／日
	その他	①	②	③	N m^3／日
	合計				N m^3／日

２．保安検査対象の施設の事故履歴

製造施設名	事故発生年月日	事故の内容

３．保安に係る取組状況（当該事業所におけるもの）

保安管理のための危害予防規程以外の規程、基準、手順書、マニュアル等の整備状況	

危険予知訓練、ヒヤリハット等の取組状況	
社内における委員会、研究会、ワーキング等の取組状況	
社外における委員会、研究会、訓練等への参加状況	
従業員へのＯＪＴに関する取組状況	
上記各種取り組みに関する記録状況 他、得られた技術情報の整備状況	

4．従事者数等

事業所 従業員数	名	高圧ガス 製造施設 従事者数	液化石油ガス　名 その他のガス　名 合　計　名	製造保安 責任者免状 所有者数	名

〔過去２ヶ年の当該特定施設の変更工事内容〕

番号	変更許可(届出年月日及び番号) 完成検査証交付年月日及び番号	変更内容（なるべく項目ごとに記載すること）
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
１０		
１１		
１２		
１３		
１４		
１５		
１６		

製造のための施設の位置、構造及び設備についての技術上の基準（液石則第 6 条第 1 項）

≪液石則：高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則≫　≪告：製造細目告示≫　≪耐告：耐震告示≫

≪①：液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（例示基準）１．≫

基準	検査項目	判定基準	検査結果
第 1 号 ①	境界線 警戒標	1．門、塀、さく等設置、地上にペイント等で明示してあり、外部から見やすくなっているか。 2．ＬＰガス充塡所（ＬＰガス製造所）、火気厳禁、立入禁止等、第三者に識別できる大きさで掲示してあるか。 ※破損、汚損がないか確認すること。	1．適　不適 2．適　不適
第 2 号 第 3 号 第 5 号 第 6 号 ②～⑦	保安距離	最大貯蔵能力：＿＿＿＿＿＿＿＿kg 第 1 種設備距離　［法定］＿＿＿＿＿＿m 【保安物件名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 第 2 種設備距離　［法定］＿＿＿＿＿＿m 【保安物件名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 設備の外面から敷地境界までの最短距離 ※確認すること。　＿＿＿＿＿＿m ★設備距離短縮措置　有 ・ 無 措置内容＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	適　不適 ［実際の距離］ ＿＿＿＿＿＿m 適　不適 ［実際の距離］ ＿＿＿＿＿＿m
第 7 号 ⑧	火気取扱施設までの距離	1．製造設備の外面から火気取扱施設（ボイラー、ストーブ、喫煙室等）に対して、8m 以上あるか。 火気取扱施設名＿＿＿＿＿＿＿＿ 2．8m 未満の場合、LP ガスが当該火気を取扱う施設に流動することを防止する措置がされているか。 (1) 防火壁または障壁の設置 (a) 高さ 2m 以上 迂回水平距離 8m 以上 (b) 火気を使用する場所が不燃性の建物である場合に限り、開口部を防火戸又は網入りガラスで閉鎖、人の出入りをする開口部は二重扉の設置 (2) LP ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに火気を消すことができる設備	1．適　不適 ［実際の距離］ ＿＿＿＿＿＿m 2． (1)適　不適 ［実際］＿＿＿m ［実際］＿＿＿m (2)適　不適
第 8 号 ③	貯槽間の距離（貯蔵能力 300ｍ^3 又は 3000 kg 以上）	1．ほかの LP ガス貯槽又は酸素の貯槽に対し１ｍ又は貯槽の最大直径の和の 1/4 のいずれか大なる距離が確保されているか。 実際の貯蔵間距離：＿＿＿＿＿＿m 最大直径の和の 1/4：＿＿＿＿＿＿m (計算式)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 2．1.で貯槽間距離が不足する場合必要な防火上及び消火上の有効な措置がされているか。 貯槽表面積：＿＿＿＿＿＿m^2 措置内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	1．適　不適 2．適　不適

基準	検査項目	判定基準	検査結果
第9号 ⑨	LPガスの貯槽であることが識別できる措置	LPガスの貯槽であることが容易に識別できるか。 【内容】 ＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿ ※汚損等がないか確認すること。	適　　不適
第12号 ⑪	漏えいガスの滞留防止	1. 製造設備を設置する室は、ガスが漏えいしたとき滞留しない構造で通風良好であるか。 (1) 換気口の通風可能面積の合計が床面積1m²当たり300cm²以上となっているか。 床面積：＿＿＿＿＿＿m² 開口部面積：＿＿＿＿＿＿cm² (2) 四方囲まれた室の場合、措置（換気口2方向以上）がされているか。 換気口：＿＿＿＿方向 2. 換気口を設けられない場合 機械的換気装置の設置 ①通風能力： a. 床面積1m²当たり0.5 m³/分以上 b.設備の設置面積 1m² 当たり 2 m³/分以上の通風能力であって、当該設備周辺の空気を実際に吸引できる換気装置が設置されている。 ②吸入口は床面近くに設置 ③排気ガスの放出口は地上5m以上 ④排気管中に排気ガス濃度を測定するガス検知器の設置 ⑤排気ガス中のLPガス濃度0.5%以上のとき、漏えい個所の精査、補修	1. 適　不適 2. の場合 適　不適 ① 適　不適 a.[実際] ＿＿＿＿m³/分 b.[実際] ＿＿＿＿ m³/分 ② 適　不適 ③ 適　不適 ④ 適　不適 ⑤ 適　不適
第13号	ガス設備（高圧ガス設備を除く）の気密構造	運転状態、運転を停止した状態又は開放組立後に、内圧（運転状態の圧力以上の圧力）のある状態において、漏えい等の異常がないことを確認すること。 [試験圧力] ＿＿＿＿＿＿＿＿MPa [保持時間] ＿＿＿＿＿＿＿＿分間 [使用ガス名]＿＿＿＿＿＿＿＿ [試験日] ＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日	適　　不適
第14号 ⑫	材料規制	LPガスの使用状況に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものであること。	適　　不適
第15号 ⑬	高圧ガス設備の基礎	1. 高圧ガス設備（ポンプ、圧縮機及び配管を除く）の基礎は不同沈下等により有害なひずみが生じていないか。 2. 貯槽（100 m³又は1トン以上のもの）の支柱（底部）は同一の基礎に緊結してあるか。また、腐食、損傷、変形及びその他の異常がないか。	1. 適　不適 2. 適　不適

基準	検査項目	判定基準	検査結果
		3. すべり板（スライドベース）があるか。(横置円筒形貯槽の架台の支持間隔が 5m 以上のもの)	3. 適　不適
第 16 号 告 10 条 ⑭	貯槽の沈下状況の測定	※対象：貯蔵能力 100 ㎥又は 1 トン以上の貯槽 1. ベンチマーク（又は仮ベンチマーク）が設置されているか。 場所：＿＿＿＿＿＿＿＿ 2. 定められた期間に 1 回以上、沈下状況を測定しているか。 直近の測定値（最高値）：h/L＿＿＿＿＿＿％ 測定方法　（使用計器）：＿＿＿＿＿＿＿＿ [測定日]＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日 3. 測定を行わない年は、目視検査を実施しているか。 [検査日]＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日 4. h/L が 0.5%を超えている場合、適切な措置を施していること。 該当：する　・　しない 【超えている場合の措置内容】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	1. 適　不適 2. 適　不適 3. 適　不適 4. 適　不適
第 17 号 告 4 条 第 18 号 告 5 条 第 19 号 ⑮⑯	高圧ガス設備の耐圧、気密性能及び肉厚	(1)高圧ガス設備の種類、使用材料等の区分ごとに定める期間内に 1 回以上の内部目視検査､外部目視検査及び非破壊検査を実施し、異常のないことを確認しているか。 非破壊検査の種類： ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ (2)運転状態若しくは運転を停止した状態又は開放検査後の組み立て状態において気密試験を実施し､漏えいのないことを確認すること。 [常用圧力]＿＿＿＿＿＿＿＿MPa [試験圧力]＿＿＿＿＿＿＿＿MPa [保持時間]＿＿＿＿＿＿＿＿分間 [使用ガス名] [試験日]　＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日 (3)耐圧性能及び強度に支障を及ぼす減肉、劣化損傷、その他の異常がないか。 ※肉厚測定箇所を数点以上定めておくこと。 [測定日]　＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日 (4)フレキシブルチューブ類にあっては、腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備であると認められる場合には､内部の目視検査及び非破壊検査は不要（詳しくはＫＨＫＳ０８５０－２を参照。)。腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備と認められない場合には､耐圧試験もしくは当該フレキシブルチューブ類の交換が必要。 (5)開放検査を実施した機器及び年度を以下の表に「○」等で記してください。	(1)適　不適 (2)適　不適 (3)適　不適 (4)適　不適

高圧ガス設備の開放検査の周期													
機器名 ＼ 年 度（西暦）		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
静機器	貯　槽（　　）												
	貯　槽（　　）												
	配　管（　　）												
	配　管（　　）												
	配　管（　　）												
	配　管（　　）												
	その他（　　）												
	その他（　　）												
	その他（　　）												
	その他（　　）												
動機器	圧縮機（　　）												
	圧縮機（　　）												
	ポンプ（　　）												
	ポンプ（　　）												
	弁　類（　　）												
	弁　類（　　）												
	弁　類（　　）												
	弁　類（　　）												
	その他（　　）												
	その他（　　）												
	その他（　　）												
	その他（　　）												
腐食性のない高圧ガス設備													

※実施済みを●、実施予定を○で表記してください。

基準	検査項目	判定基準	検査結果
第20号 耐告1条の1	耐震設計構造物の地震の影響に対して安全な構造	耐震設計構造物（以下のもので支持構造物及び基礎を含む。）の有無、及び地震の影響に対して安全な構造であることの確認。 (1)貯槽：貯蔵能力300 m^3以上又は3トン以上のもの 有（貯槽名：　　）　無 (2)塔：反応、分離、精製、蒸留等を行う設備であって、長さが5m以上のもの 有（設備名：　　）　無 (3) 配管：外径45mm以上の配管であって、次のもの。 ・地震防災遮断弁で区切られた内容積が3m^3以上のもの ・塔槽類から地震防災遮断弁までのもの 有　・　無	適　不適 非適用(経過措置)

基準	検査項目	判定基準	検査結果
第21号 告7条 ⑰	高圧ガス設備の圧力計	1. 適切な種類の圧力計が適切な場所に設置されているか。(常用の圧力を相当程度異にする区分ごとに設置されているか。止め弁は全開状態か。) 2. 定められた期間ごとに圧力計の精度検査を行い、記録を保存(精度確認用基準器はトレーサビリティの取れた計測器とする。)すること。 ※最小目盛の1/2を超える誤差のものは不合格とし、それ以下のものは補正値で合格としたか。 ※圧力基準器(又は標準圧力計)が有効期間内にあることを確認したか。 [検査日] ＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日 3. 比較検査を実施しない年は、目視検査を実施しているか。 [検査日] ＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日	1. 適　不適 2. 適　不適 3. 適　不適
第21号 告7条の2 ⑰	高圧ガス設備の安全装置	1. 適切な種類の安全装置が適切な場所に設置されているか。 (該当するものに○印) バネ式安全弁、破裂板、逃し弁又は自動圧力制御装置 2. 安全弁の種類ごとの検査周期は適切か。 3. 定められた期間ごとに、作動試験を実施しているか。(作動試験を実施しない年は、目視検査を実施しているか。) [試験・検査日] ＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日 吹始め圧力：設定圧力の90%以上100%以下 吹止まり圧力：設定圧力の80%以上　であるか。	1. 適　不適 2. 適　不適 3. 適　不適
第22号 ⑱	高圧ガス設備の安全弁等の放出管	1. 貯槽の安全弁の放出管 地盤面から5m以上又は貯槽頂部から2m以上の高さのいずれか高い位置以上の高さ(開口部は安全な位置)となっているか。 地盤面から：＿＿＿＿＿＿m　≧　5m 頂部から：＿＿＿＿＿＿m　≧　2m 2. その他の高圧ガス設備の安全弁の放出管 放出管の高さは近接する建築物又は工作物の高さ以上(開口部は安全な位置)であるか。	1. 適　不適 2. 適　不適
第23号 ⑲	低温貯槽の負圧防止措置	次の設備を備えること。 (1) 圧力計 (2) 圧力警報設備 (3) (ｲ)～(ﾆ)のうち1以上設置のこと。(該当するものに○印) (ｲ)真空安全弁　(ﾛ)均圧管 (ﾊ)圧力と連動する緊急遮断装置を設けた冷凍制御設備 (ﾆ)圧力と連動する緊急遮断装置を設けた送液設備	適　不適
第24号 ⑳	貯槽の液面計	1. 設置してあるか。 液面計の種類：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 2. ガラス管ゲージを使用している場合、破損防止のために金属製の保護枠があるか。	1. 適　不適 2. 適　不適

基準	検査項目	判定基準	検査結果
		3. 貯槽とガラス管ゲージを接続する配管には、自動式及び手動式の止め弁があり、正常に作動するか。	3. 適　不適
第25号㉑	貯槽の配管に設けたバルブ	1. 送り出し又は受け入れ用配管に2以上のバルブを設置し、そのうち1つは貯槽の直近に設置すること。(直近にバルブを設けた加圧蒸発器付低温貯槽を除く) 2. 貯槽の直近のバルブは送り出し又は受け入れ以外の時は閉鎖のこと。	1. 適　不適 2. 適　不適
第26号㉒	貯槽の緊急遮断装置(内容積が5000リットル以上の貯槽)	1. 貯槽の送り出し、受け入れの液配管に緊急遮断装置(受入配管の場合は逆止弁でも可)は設置してあるか。 該当するものに○をつける。 種類 (受入) 緊急遮断弁　逆止弁 (払出) 緊急遮断弁 ※貯槽の元弁との兼用は不可。また、設置位置は貯槽の元弁より外側のできる限り貯槽に近い位置とすること。	1. 適　不適
		2. 操作位置 ※当該貯槽から5m以上離れており、ガスの大量流出に対し十分安全な位置に設けること。(1)及び(2)にそれぞれ1か所以上必須。 (1) 関係者が常駐する場所(事務所、制御室等) [距離] ＿＿＿＿＿＿m [場所] ＿＿＿＿＿＿ (2) その他の場所(遮断操作を速やかに行うことができる位置) [距離] ＿＿＿＿＿＿m [場所] ＿＿＿＿＿＿	2. 適　不適
		3. 弁座の漏えい検査を行い、弁座漏れ量が保安上支障のない量以下であったか。 (1) 窒素圧(又は空気圧)で実施した場合 ＿＿＿＿＿＿MPa [検査日] ＿＿年＿＿月＿＿日 (2) 貯槽液圧(又は水)で実施した場合 ＿＿＿＿＿＿MPa [検査日] ＿＿年＿＿月＿＿日	3. 適　不適
		4. 作動検査：1回／月以上 [実施]＿＿＿＿回/月 ※正常作動したか。	4. 適　不適
		5. 作動用空気(窒素)配管のバルブは、検査、修理等必要な場合以外は「常時開」の表示をするとともに、針金でしばる等の措置を施してあるか。 措置内容：＿＿＿＿＿＿	5. 適　不適
		6. 遮断によるウォーターハンマーを生じない措置。	6. 適　不適

基準	検査項目	判定基準	検査結果
第27号	高圧ガス設備に係る電気設備	1. 設置場所に応じた防爆性能を有する構造であるか。 2. 防爆構造の維持管理状況は適切であるか。	1. 適　不適 2. 適　不適
第28号㉓	貯槽及び支柱の耐熱及び冷却上有効な措置	1. 十分な耐熱性を有するための措置又は有効に冷却する為の措置がとられているか。 （該当する記号に○をつける。） 【貯槽】 貯槽表面積：＿＿＿＿＿＿m^2 a. 水噴霧又は散水装置 表面積＿＿＿＿m^2×5 ℓ /分・m^2＝ ＿＿＿＿ℓ /分以上 ※準耐火構造の場合 表面積＿＿＿＿m^2×2.5 ℓ /分・m^2＝ ＿＿＿＿ℓ /分以上 b. 消火栓 ┌ 筒先圧力 0.35 MPa 以上 └ 放水能力 400 ℓ /分以上 表面積 50 m^2 につき 1 個設置 ※準耐火構造の場合 100 m^2 につき 1 個設置 2. 支柱が高さ 1m 以上の場合（次のうちいずれかに○） a. 水噴霧又は散水装置 b. 消火栓 c. 断熱材被覆 厚さ 50mm 以上のコンクリート又はこれと同等以上の耐火性能を有する不燃性の断熱材 3. 冷却装置 ・30 分以上連続して供給できる水量があるか。 散水能力：＿＿＿＿ℓ /分×30 分＝ ［必要水量］＿＿＿＿＿＿m^3 4. 操作位置は適切か。〔(1)及び(2)必須〕 (1)　貯槽及びその支柱の外面から 5m 以上離れた 安全な位置 ［位置］＿＿＿＿＿＿m ［場所］＿＿＿＿＿＿ (2) 関係者が常駐する場所 ［場所］＿＿＿＿＿＿ 5. 作動状況検査：1 回/月以上 ［実施］ ＿＿＿＿＿＿回/月 ※正常(ポンプ、ノズル)に稼動したか。	1. 適　不適 (a),(b), (a)+(b) (a) 噴霧能力： ＿＿＿＿ℓ/分 (b) 筒先圧力： ＿＿＿＿MPa 放水能力： ＿＿＿＿ℓ/分 個数：＿＿＿個 2. 適　不適 3. 適　不適 ［実際水量］ ＿＿＿＿m^3 4. 適　不適 5. 適　不適

基準	検査項目	判定基準	検査結果
第29号 ㉔	ガス漏えい検知警報設備	1. 機能 (1) 警報設定値で自動警報を発するか。 警報設定値は爆発下限界（ＬＥＬ）の1/4以下の値であるか。 警報設定値：ＬＥＬの＿＿＿＿＿＿％ (2) 警報精度は、警報設定値に対し±25%以下のものであるか。 (3) 発信時間は警報設定値濃度の 1.6 倍の濃度において通常 30 秒以内であるか。 発信時間（最長）：＿＿＿＿＿＿＿＿秒 2. 構造 (1) 十分な強度を有し、かつ取扱い、整備が容易であるか。 (2) ガス接触部分に耐食性又は防食性の材料を使用してあるか。 (3) 警報はランプの点灯あるいは点滅と同時に発するか。 メーカー：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 型　　式：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 防爆性能：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 3. 設置場所 (1) 建物の中の圧縮機、ポンプ、減圧設備、消費設備等の周囲 10m につき1個以上あるか。 設備等の周囲長＿＿＿＿m/10m ＝ 必要数：＿＿＿＿＿＿個 設置数：＿＿＿＿＿＿個 (2) 建物の外の(1)の設備の周囲又はピット等の 内部の周囲 20m につき1個以上あるか。 設備等の周囲長＿＿＿＿m/20m ＝ 必要数：＿＿＿＿＿＿個 設置数：＿＿＿＿＿＿個 (3)貯槽に受入れ又は払出しをする場所の周囲に2個以上あるか。 設置数：＿＿＿＿＿＿個 4. 検出部の高さ 最低：＿＿＿＿cm ～ 最高：＿＿＿＿cm 5. 警報及びランプの点灯、点滅場所 関係者が常駐する場所であって、各種対策を講ずるのに適切な場所であるか。 警報場所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 6. 警報に係る回路検査を行っているか。 (1回/月以上) ［実施］＿＿＿＿＿＿回/月 7. 試料ガスによる検知警報検査を行っているか 試料ガスの濃度：ＬＥＬの＿＿＿＿＿＿％ ［実施］＿＿＿＿＿＿回/年 ※指示計の指示は正常であったか。	1. (1)適　不適 (2)適　不適 (3)適　不適 2. (1)適　不適 (2)適　不適 (3)適　不適 3. (1)適　不適 (2)適　不適 (3)適　不適 4.適　不適 5.適　不適 6.適　不適 7.適　不適

基準	検査項目	判定基準	検査結果
第30号 ㉕	製造設備の静電気除去措置	1. 製造設備 (1) 貯槽、回転機械等の除去措置（単独接地）は適切であるか。 (2) 接地接続線 ・通常の使用状態で容易に腐食や断線をしないものであるか。 ・接続金具で確実に接続されているか。 2. 容器、貯槽又は製造設備に充填するとき (1) 貯槽、製造設備等の除去措置は適切か。 (2) 接地接続線 ・通常の使用状態で容易に腐食や断線をしないものであるか。 ・接続金具で確実に接続されているか。 3. 接地抵抗値（総合）が 100Ω以下、避雷設備を設けるものは総合 10Ω以下となっているか。 避雷設備：有 ・ 無 測定した接地抵抗値：最大＿＿＿＿＿＿Ω 場所：＿＿＿＿＿＿	1. (1)適　不適 (2)適　不適 2. (1)適　不適 (2)適　不適 3. 適　不適
第31号 ㉖	防消火設備	1. 防火設備（貯槽、回転機械、配管を除く）が設置されているか。 対象設備：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ※該当するものの番号に○をつけること。 (1) 水噴霧装置、散水装置 表面積 1 m^2 あたり 5 ℓ /分以上 表面積＿＿＿＿m^2×5 ℓ /分・m^2＝ ＿＿＿＿ℓ /分以上 ※準耐火構造の場合 表面積＿＿＿＿m^2×2.5 ℓ /分・m^2＝ ＿＿＿＿ℓ /分以上 (2) 固定式放水銃（2 方向以上） 筒先圧力　0.35MPa 以上 放水能力　400 ℓ /分以上 表面積＿＿＿＿m^2×8 ℓ /分・m^2＝ ＿＿＿＿ℓ /分以上 ※準耐火構造の場合 表面積＿＿＿＿m^2×4 ℓ /分・m^2＝ ＿＿＿＿ℓ /分以上 (3) 移動式放水銃（2 方向以上） 筒先圧力　0.35MPa 以上 放水能力　400 ℓ /分以上 表面積＿＿＿＿m^2×8 ℓ /分・m^2＝ ＿＿＿＿ℓ /分以上 ※準耐火構造の場合 表面積＿＿＿＿m^2×4 ℓ /分・m^2＝ ＿＿＿＿ℓ /分以上	1. 適　不適 (1) 散水能力： ＿＿＿＿ℓ /分 (2) 筒先圧力： ＿＿＿＿MPa 放水能力： ＿＿＿＿ℓ /分 個数： ＿＿＿＿個 (3) 筒先圧力： ＿＿＿＿MPa 放水能力： ＿＿＿＿ℓ /分 個数： ＿＿＿＿個

基準	検査項目	判定基準	検査結果
		(4) 放水砲 放水能力 1,900 ℓ /分以上 表面積＿＿＿＿m²×8 ℓ /分・m²＝ ＿＿＿＿ℓ /分以上 ※準耐火構造の場合 表面積＿＿＿＿m²×4 ℓ /分・m²＝ ＿＿＿＿ℓ /分以上 (5) 消火栓（2 方向以上） 筒先圧力　0.35MPa 以上 放水能力　400 ℓ /分以上 表面積＿＿＿＿m²×8 ℓ /分・m²＝ ＿＿＿＿ℓ /分以上 ※準耐火構造の場合 表面積＿＿＿＿m²×4 ℓ /分・m²＝ ＿＿＿＿ℓ /分以上	(4) 放水能力： ＿＿＿＿ℓ /分 個数： ＿＿＿＿個 (5) 筒先圧力： ＿＿＿＿MPa 放水能力： ＿＿＿＿ℓ /分 個数： ＿＿＿＿個
		2. 防消火用水供給設備が設置されているか。 (1) 30 分以上連続して供給できる水量があるか。 能力：＿＿＿＿＿＿ℓ /分×30 分＝ ［必要水量］＿＿＿＿＿＿＿＿ m³ ［水源］水道水・井戸水・その他（＿＿＿＿＿＿＿＿） (2) 操作場所［①及び②必須］は適切か。 ① 対象施設から 15m 以上離れた位置又は遮へい措置を講じた位置 ［距離］＿＿＿＿＿＿m ［場所］＿＿＿＿＿＿ 遮へい措置：＿＿＿＿＿＿ ② 関係者が常駐する場所＿＿＿＿＿＿ (3) 作動状況検査(1 回/月以上)を行っているか。 ［実施］＿＿＿＿＿＿回/月 ※ポンプは正常稼動したか。	2. (1)適　不適 実際水量： ＿＿＿＿＿＿m³ (2)適　　不適 (3)適　　不適
		3. 消火設備を設置しているか。 (1) 粉末消火器 ①貯槽以外(貯蔵設備、処理設備、消費設備) 停滞量 10 トンにつき「B-10」1 個相当のものを設置。 （最小設置数：3 個相当以上） 停滞量＿＿＿＿＿＿トン×1 個／10 トン ＿＿＿＿＿＿個 ②貯槽 防液堤を設置しているものについてはその周囲に歩行距離 75m 以下ごとに「B-10」3 個相当以上のものを設置 周囲＿＿＿＿＿＿m×1 個／75m　＿＿＿＿＿＿個 その他のものにあっては、貯槽の周囲の安全な場所に「B-10」3 個相当以上のものを設置	3. (1) ①適　　不適 能力単位： B-＿＿＿＿ 個数： ＿＿＿＿個 ②適　　不適 能力単位： B-＿＿＿＿ 個数： ＿＿＿＿個

<table>
<tr><th>基準</th><th>検査項目</th><th>判定基準</th><th>検査結果</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>(2) 設置状況等
設置状況（外観、検査状況を含む）は適切か。</td><td>(2)
適　　不適</td></tr>
<tr><td>第32号
告9条第
1項㉗</td><td>保安電力
等</td><td>1. 次の設備に対して保安電力等が保有されているか。
設置されている設備に応じて、通常時に使用している電力等及び保安電力等を〇で示すこと。（売電を含み２種類以上）</td><td>1. 適　不適</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><th>設備 ＼　保安電力等</th><th>買電</th><th>自家発電</th><th>蓄電池装置</th><th>エンジン
駆動発電</th><th>計器用空気
又は窒素だめ</th></tr>
<tr><td>緊急遮断装置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>散水装置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>防消火設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>水噴霧装置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>非常用照明設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>ガス漏洩検知警報装置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>通報設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
※通常電力等と保安電力等は同種のものでもよい。
（例：２系統買電）

同種のものの場合
概要

(1) 自家発電の場合
・常時稼動していること。
・同一線路に対し、買電又は別の自家発電と並列に受電していること。

(2) 次に該当する場合は保安電力を保有する措置を必要としない。
①散水装置、防消火設備、水噴霧装置において、蓄電池が自動充電方式のセルモーター付エンジン駆動ポンプ（始動操作後 30 秒以内に駆動できるものに限る）の場合
②停電時において機能が失われないものがある場合　（〇で示すこと）
（ｉ）ワイヤー等により駆動する緊急遮断装置
（ii）ポンプを使用しない散水装置、防消火設備、水噴霧装置
（iii）通報設備をメガホンとしている
（面積 1500 ㎡以下の事業所に限る）
（iv）非常照明又は通報設備で通常電池を使用するものの場合
・常時使用できる予備電池を保有している
・充電式電池であるもの

2. 定期的に検査を行っていること。
※保安電力が有効に働いていること。
［検査日］　＿＿年＿＿月＿＿日</td><td>(1)
適　　不適

(2)
①該当
する・しない

②該当
する・しない

2. 適　不適</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>基準</th><th>検査項目</th><th>判定基準</th><th>検査結果</th></tr>
<tr><td>第 33 号
㉘</td><td>通報設備</td><td>1. 通報設備が設置されているか。
（該当するものに○を付ける）
(1) 保安統括者等が常駐する事務所と設備を運転管理する者が常駐する現場事務所の間（両事務所が同一の場合を除く）及び現場事務所相互間
・ページング設備　・構内電話
・構内放送設備　・インターホン

(2) 事業所全体
・ページング設備　・構内放送設備
・サイレン　・携帯用拡声器
・メガホン
（面積 1500㎡以下の事業所に限る）

(3) 事業所内の作業員相互間
・携帯用拡声器　・トランシーバー
・メガホン
（面積 1500㎡以下の事業所に限る）

2.定期的に検査点検を行っていること。</td><td>1.

(1)
適　不適

(2)
適　不適

(3)
適　不適

2. 適　不適</td></tr>
<tr><td>第 34 号
㉙</td><td>バルブ等の操作に係る措置</td><td>1. バルブ等の開閉方向を明示してあるか。

2. バルブ等に係る配管には流体名又は塗色での表示及び流れ方向を明示してあるか。
表示の方法
［流体名表示］ ＿＿＿＿＿＿＿＿
［塗色］ ＿＿＿＿＿＿＿＿
［流れ方向］ ＿＿＿＿＿＿＿＿

3. 保安上重要なバルブについて
(1)開閉状態を示す表示板を取り付けてあるか。

(2)施錠、封印、禁札の取り付け又はハンドル取り外し等の措置を施してあるか。
<table><tr><th>措置したバルブの名称</th><th>措置内容</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>
4. バルブ等の操作位置での足場及び照明は適切か。</td><td>1. 適　不適

2. 適　不適

3.
(1)適　不適

(2)適　不適

4. 適　不適</td></tr>
</table>

容器置場の基準（液石則第 6 条第 1 項）
（容器置場を有する事業所のみ記入すること）

基準	検査項目	判定基準	検査結果
第 35 号イ ①	容器置場の明示及び警戒標	ＬＰガス容器置場、火気厳禁、立入禁止等、第三者に識別できる大きさで掲示してあるか。 ※汚損等がないか確認すること。	適　　不適
第 35 号ロ	二階建以下	容器置場は、二階建以下とする。	適　　不適
第 35 号ハ 第 35 号ニ ②	置場距離	容器置場面積：＿＿＿＿＿＿m^2 ★置場距離短縮措置　＿有　・　無＿ 第 1 種置場距離 ［法定］＿＿＿＿＿m　［実際］＿＿＿＿＿m 【保安物件名】（固有名詞）　※確認のこと。 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 第 2 種置場距離 ［法定］＿＿＿＿＿m　［実際］＿＿＿＿＿m 【保安物件名】（固有名詞）　※確認のこと。 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 容器置場の外面から敷地境界までの最短距離 ＿＿＿＿＿＿＿m 置場距離短縮措置がある場合 措置内容＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	適　　不適 適　　不適 適　　不適
第 35 号ホ ㉚	直射日光を遮る措置	不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根が設けられているか。 ［材料］＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ※損傷等がないか確認すること。	適　　不適
第 35 号ヘ ⑪	容器置場のガスの滞留防止	滞留しない構造になっていること。 1. 開口部　＿＿＿＿＿＿方向 2. 四方を囲まれた容器置場の場合 容器置場面積　＿＿＿＿＿＿m^2 ・換気口 2 方向以上　＿＿＿＿＿＿方向 ・開口部面積が床面積 1m^2 当たり 300cm^2 以上 ＿＿＿＿＿＿m^2	適　　不適
第 35 号チ ㉖	容器置場の消火設備	消火器の設置 1. 停滞量 10 トンにつき「B-10」1 個相当以上のものを設置（最小設置数：2 個相当以上） 停滞量＿＿＿＿＿トン×1 個／10 トン ＿＿＿＿＿＿個 2. 設置状況等 設置状況（外観、検査状況を含む。）は適切か。	1. 適　不適 能力単位： B-＿＿＿＿ 個数： ＿＿＿＿個 2. 適　不適

液化石油ガススタンドの基準（液石則第 8 条第 1 項）
（製造設備に液化石油ガススタンドがある事業所のみ記入してください）

基準	検査項目	判定基準	検査結果
第 1 号		液石則第 6 条第 1 項第 1 号から第 35 号までの基準に適合すること。	適　　不適
第 2 号	ディスペンサーの保安距離	ディスペンサー本体の外面から公道の道路境界線に対し、5m 以上の距離があるか。 ［道路境界線までの距離］ ＿＿＿＿＿m ※(平成 9 年 4 月 1 日現在の既設のものは適用外)	適　　不適
第 3 号	ディスペンサーの機能	ディスペンサーには充填終了時に LP ガスを停止する装置が設けられ、かつ充填ホースからの漏えいを防止する措置があるか。	適　　不適
第 4 号	貯槽と車両間の防護さく	1. 充填を受ける車両を貯槽の外面から 3m 以上離れて停止させる措置はあるか。但し、地下貯槽は除く。 ［車両と貯槽外面との最短距離］ ＿＿＿＿m 2. 3m 未満の場合、貯槽と車両との間の防護さく等はあるか。 ・ガードレール ・障壁 ・その他（　　）	1. 適　不適 2. 適　不適

その他検査項目

製造の方法についての技術上の基準（液石則第 6 条第 2 項）

基準	検査項目	判定基準	検査結果
第 1 号	製造についての保安上支障のない形態	1. 安全弁又は逃し弁の止め弁は常に全開になっているか。 常時開とする措置の内容 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	1. 適　不適
		2. 貯槽への充填は、常用の温度において、その内容積の 90%を超えていないか。	2. 適　不適
		3. ローリーへの送り出し、受入れの際の、車両の停車位置、車止め等は適切か。	3. 適　不適
		4. 容器への送り出し、受入れの際は、製造設備の配管と容器の配管との接続部分において、ガスの漏えいがないことを確認しているか。	4. 適　不適
		5. 容器へ送り出し、または受け入れた後は、配管内のガスを危害の生ずるおそれのないよう少量ずつ放出した後にこれらの配管を取り外しているか。	5. 適　不適
		6. 一般複合容器に充填する場合、当該容器の刻印等に示された年月を確認しているか。 （一般複合容器の使用期間は１５年）	6. 適　不適
第 2 号 ㉟	「工業用無臭」の標紙の貼付等	1. 工業用に使用される液化石油ガスにあっては、「工業用無臭」の文字を朱書した標紙をはるか、その文字を表示した容器に充填しているか。	1. 適　不適
		2. その他の液化石油ガスにあっては、空気中の混入比率が容量で千分の一である場合において感知できるようなにおいがするものを、容器に充填しているか。	2. 適　不適
第 3 号 ㊱	エアゾール等の製造	1. エアゾール等の製造は、基準に適合した容器により行っているか。 (1) 内容積が 100cm^3 を超える容器はその材料に鋼又は軽金属を使用しているか。 (2)・金属製の容器の内容物による腐食防止措置 ［措置内容］＿＿＿＿＿＿＿＿ ・ガラス製の容器は合成樹脂等により、その内面又は外面を被覆しているか。 (3) 規定圧力で変形、破裂しないこと。 (4) 内容積 30cm^3 を超える容器は未使用のもの。 (5) 使用中、噴射剤が噴出しない構造の容器にあっては、使用後、ガスを容易に排出できるもの。	1. 適　不適
		2. 製造設備の周囲 2m 以内には引火性又は発火性のものを置かないこと。	2. 適　不適
		3. エアゾール等の製造は不燃材料の室で行い、喫煙、火気使用の禁止	3. 適　不適

基準		検査項目	判定基準	検査結果
			4. 3.の室には作業に必要な物以外の物を置かないこと 5. 温度 35 度において容器の内圧が 0.8MPa 以下になりかつ、エアゾールの容量が容器の内容積の 90%以下になること。 6. 充塡容器、バルブ又は充塡用枝管を加熱するときは、熱湿布又は温度 40 度以下の温湯を使用すること。 7. 容器を転倒する場合、当該容器を固定する転倒台を使用すること。 8. エアゾール等の充塡された容器 ・温水試験槽、温度 48 度で漏れテストの実施 ・内容積 30cm^3 を超える容器は製造者の名称又は記号、製造番号及び取扱注意事項の明示	4. 適　不適 5. 適　不適 6. 適　不適 7. 適　不適 8. 適　不適
第 4 号 ㊲		製造設備の点検	1. 製造設備の使用開始時及び終了時の点検を行っているか。 （点検項目に漏れがないか。） 2. 運転中の製造設備について、1 日に 1 回以上作動状況について点検を行っているか。 （点検項目に漏れがないか。） 3. 異常事態を想定した作業基準及び体制を定めてあるか。 4. 点検結果及び補修の実績が帳簿に記載されているか。	1. 適　不適 2. 適　不適 3. 適　不適 4. 適　不適
第 5 号 ㊳		ガス設備の修理等	1. 作業計画の作成及び作業責任者の選定 2. 危険防止の措置 3. 空気による再置換の措置 4. 開放部分にほかの部分からのガス漏えい防止措置 5. 修理終了時の設備の正常作動の確認	適　不適
第 6 号 ㊴		バルブに過大な力を加えない措置	直接、手で操作することが原則 それが困難な場合はハンドル廻し等を使用することができる 手で操作　・　ハンドル廻し等を使用 ハンドル廻し等を使用する場合： ・必要な標示を付すること。 ・制限トルクを超える過大な力を加えないこと。 ・異常等を感知した場合の作業基準等があること。 ・ハンドル廻し等は、使用対象バルブ、備付け個数、保管方法等を定めて管理し、維持すること。	適　不適
容器置場	第 7 号イ	置場の区分	充塡容器と残ガス容器を区分して容器置場に置くこと。	適　不適
	第 7 号ロ	置場の整理	計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。	適　不適

基準	検査項目	判定基準	検査結果
第 7 号ハ ㊵	火気使用禁止等	1. 周囲 2m 以内においては火気の使用を禁止するとともに引火性、発火性の物を置かないこと。 2. 障壁の設置の有無　有　・　無 障壁の構造：＿＿＿＿＿＿＿＿	適　不適
第 7 号ニ	温度の保持	充塡容器等は常に温度 40 度以下に保つこと。 温度計の有無　有　・　無	適　不適
第 7 号ホ ㊶	転落、転倒防止措置	転落、転倒防止措置内容 （内容積が 5 ℓ 以下のものを除く） ＿＿＿＿＿＿＿＿	適　不適
第 7 号ヘ	携帯電燈以外の燈火携帯禁止	携帯電燈以外の燈火を携帯して立ち入らないこと。	適　不適

液化石油ガススタンドの基準（液石則第 8 条第 2 項）
（製造設備に液化石油ガススタンドがある事業所のみ記入してください）

基準	判定基準	検査結果
第 1 号	液石則第 6 条第 2 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号までの基準に適合すること。	適　不適
第 2 号	液化石油ガスを次の基準により充てんし、充てん後に漏えいや爆発が起こらないような措置を講じているか。 1. 容器とディスペンサーとの接続部分を外してから車輌を発信させること。 2. においが感知できる液化石油ガスを充てんすること。 （空気中の混入比率が容量で千分の一である場合）	適　不適

製造施設以外の事項

基準	検査項目	検査内容及び判定基準	検査結果
保安法第16条～19条	高圧ガス貯蔵所	(1) 10ｔ又は1,000 ㎥ 以上（第1種ガスにあっては30ｔ又は3,000 ㎥ 以上）の高圧ガスを貯蔵するときは、あらかじめ、第一種貯蔵所の許可を受けていること。	(1)適　不適
		(2) 3ｔ又は300 ㎥ 以上の高圧ガスを貯蔵するとき（(1)の場合を除く。）は、あらかじめ、第二種貯蔵所の届出を提出していること。	(2)適　不適
		(3) 位置、構造及び設備が、技術上の基準に適合するよう維持されていること。	(3)適　不適
保安法第20条の4 保安法第20条の5～7	高圧ガスの販売	(1) 販売事業の届出を提出していること。また、販売をする高圧ガスの種類を変更したときは、変更届書を提出していること。	(1)適　不適
		(2) 技術上の基準に従って高圧ガスを販売していること。	(2)適　不適
		(3) 次に掲げる高圧ガスを販売する場合には、その購入者（第一種製造者、販売業者、特定高圧ガス消費者等を除く。）に対し、災害発生の防止に関し必要な事項を、販売契約を締結したとき及び周知をしてから１年以上経過して引き渡したときごとに周知させていること。	(3)適　不適
		(イ)　溶接又は熱切断用のアセチレン、天然ガス又は酸素	(イ)有　無
		(ロ)　在宅酸素療法用の液化酸素	(ロ)有　無
		(ハ)　スクーバダイビング等呼吸用の空気	(ハ)有　無
		(ニ)　ナイトロックス・ガス	(ニ)有　無
保安法第24条の2～4	特定高圧ガス消費施設	(1) 特殊高圧ガスを消費する者又は次に掲げる特定高圧ガスを貯蔵設備により3ｔ又は300 ㎥（液化塩素は1ｔ）以上貯蔵し、若しくは導管により受け入れて消費する者は、その消費施設について届出をしていること。 ［特定高圧ガス］圧縮水素、圧縮天然ガス、液化酸素、液化アンモニア、液化石油ガス、液化塩素	(1)適　不適
		(2) 所定の有資格者を取扱主任者として選任していること。	(2)適　不適
		(3) 所定の日常点検及び1年1回以上、定期自主検査を実施していること。	(3)適　不適
保安法第50条～52条	容器検査所	(1) 容器検査所の登録は5年ごとにその更新を受けていること。	(1)適　不適
		(2) 検査設備の日常点検、定期自主検査等を実施し、技術上の基準に適合するよう維持していること。	(2)適　不適
		(3) 検査主任者を選任し、容器再検査の実施について監督させていること。	(3)適　不適

保安教育、定期自主検査、危害予防規程等について

基準	検査項目	判定基準	検査結果
保安法第27条	保安教育	1. 保安教育計画を定めてあるか。	1. 適　不適
		2. 保安教育の実施計画(年間計画等)を具体的に作成し、かつ、実施しているか。 保安教育回数　＿＿＿＿＿＿回/年 ※保安教育計画に定める保安教育対象者に漏れがないか。	2. 適　不適
		3. 充填所においては、配送センター、出入りの販売店の職員を含め、高圧ガス移動に関する教育を行っているか。	3. 適　不適
		4. 保安教育内容、結果等が詳細に記録されているか。 ・教育実施者の氏名 ・教育を受けた者の氏名 ・教育資料等　・教育時の写真 ・その他	4. 適　不適
		5. 防災訓練を実施しているか。 内容：＿＿＿＿＿＿＿＿　回数：＿＿回/年	5. 適　不適
液石則第81条	定期自主検査	1. 製造設備の自主検査を毎年定期に年1回以上実施しているか。	1. 適　不適
		2. 保安係員は当該検査実施の監督を行っているか。	2. 適　不適
		3. 保安係員は定期自主検査の検査記録を作成し、保存しているか。	3. 適　不適
		4. 特定高圧ガス消費設備について年に 1 回以上定期自主検査を実施しているか。	4. 適　不適
		5. 取扱主任者は当該検査の監督を行っているか。	5. 適　不適
液石則第61条	危害予防規程	1. 保安管理体制 届出をした危害予防規程に定める体制と一致しているか。 ①高圧ガス保安統括者(同代理者)の地位、職務は適当であるか。 ②高圧ガス保安技術管理者(同代理者)の地位、職務は適当であるか。 ③高圧ガス保安係員(同代理者)の地位、職務は適当であるか。 ④高圧ガス保安係員講習を受講しているか。 受講計画表等が整備されているか。	1. ① 適　不適 ② 適　不適 ③ 適　不適 ④ 適　不適
		2. 危害予防規程附属基準類 ①緊急時の措置及びその訓練に関する基準類が整備されているか。関係者に訓練が実施されているか。 実施回数：＿＿＿＿回/年	2. ① 適　不適

基準	検査項目	判定基準	検査結果
		② 大規模地震対策特別措置法の強化地域内にある事業所について、警戒宣言が発せられた場合における対応について整備されているか。	② 適 不適
		③津波に係る地震防災対策を講ずるものとして南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者が設置する事業所について、津波からの避難及び訓練・教育について整備されているか。	③ 適 不適
		④-1 大規模地震に係る防災・減災対策について整備されているか。 ④-2 津波防災地域づくりに関する法律の規定により津波浸水が想定される区域にある事業所については、津波に係る防災・減災対策について整備されているか。	④2019.9.1施行（提出期限2020.8.31まで）

危害予防規程の変更の履歴

	届出年月日	受付番号	変更の内容
制定	年 月 日	第 号	
改訂	年 月 日	第 号	
改訂	年 月 日	第 号	
改訂	年 月 日	第 号	
改訂	年 月 日	第 号	
改訂	年 月 日	第 号	
改訂	年 月 日	第 号	
改訂	年 月 日	第 号	

保 安 管 理 組 織 表

【　　年　　月　　日現在】

保　安　統　括　者	保安統括者代理者
職名 氏名	職名 氏名
免状の種類	免状の種類
選任　　年　　月　　日	選任　　年　　月　　日

保　安　技　術　管　理　者	保安技術管理者代理者
職名 氏名	職名 氏名
免状の種類	免状の種類
選任　　年　　月　　日	選任　　年　　月　　日

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
保　安　係　員	保　安　係　員	保　安　係　員	保　安　係　員
職名 氏名	職名 氏名	職名 氏名	職名 氏名
免状の種類	免状の種類	免状の種類	免状の種類
選任　　年　　月　　日	選任　　年　　月　　日	選任　　年　　月　　日	選任　　年　　月　　日
保安係員講習受講年月日 年　　月　　日	保安係員講習受講年月日 年　　月　　日	保安係員講習受講年月日 年　　月　　日	保安係員講習受講年月日 年　　月　　日
保安係員代理者	保安係員代理者	保安係員代理者	保安係員代理者
職名 氏名	職名 氏名	職名 氏名	職名 氏名
免状の種類	免状の種類	免状の種類	免状の種類
選任　　年　　月　　日	選任　　年　　月　　日	選任　　年　　月　　日	選任　　年　　月　　日

（参考）保安統括者等届出について（液石則第 65 条、76 条）

①保安統括者　　：選任・解任その都度
　保安統括者の代理者　　：選任・解任その都度

②保安技術管理者・保安係員　　：８月１日～７月３１日にあった選任・解任の状況をその後遅滞なく届出
　保安技術管理者・保安係員の代理者　　：届出不要